

学校法人小池学園コンプライアンス推進規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人小池学園（以下「本学園」という。）においてコンプライアンスに関する基本事項を定め、もって健全で適正な学園運営及び本学園の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、役員及び教職員等が、法令、寄附行為並びに本学園の諸規程に基づいて職務を遂行することを基本に、日常業務の中で公平公正な職務の遂行について正しい選択と透明な処理を行い、かつ、高い倫理観に基づいた良識ある行動をとることをいう。

2 この規程において、前項に反する行為を総称し、「コンプライアンス違反行為」という。

3 この規程において、「役員及び教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 本学園の理事長、理事、監事及び評議員

(2) 本学園が設置する学校等に勤務する教育職員、事務職員で、本学園と雇用関係にある者

(3) 本学園の指揮命令下にある派遣労働者及び本学園と第三者との間の契約に基づいて本学園においてその業務を遂行する労働者

(他の規程等との関係)

第3条 この規程の定めにかかわらず、他の規程等においてコンプライアンスに別段の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

(コンプライアンスに関する役員及び教職員等の責務)

第4条 役員及び教職員等は、本学園におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平公正な職務の遂行に努めなければならない。

2 役員及び教職員等は、職務の遂行に当たって、職務遂行に関係する者に対して必要な説明を行い、コンプライアンスについて理解と協力を得るよう努めなければならない。

(コンプライアンスに関する管理監督者の責務)

第5条 本学園の業務において「学校法人小池学園組織規程」及び「学校法人小池学園事務分掌規程」に定める組織の管理、監督又は指導する立場にある者（以下「管理監督者」という。）は、自己の管理監督下にある部署においてコンプライアンスの推進を図るため、部下職員の公平公正な職務の遂行について適切な指揮監督及び支援に努めなければならない。

ない。

- 2 管理監督者が自己の管理監督下にある部署において、法令、寄附行為又は本学園の諸規程等に違反する行為を隠蔽し、若しくは故意又は重大な過失により看過した場合は、就業規則等に従い懲戒されることがある。

第2章 コンプライアンス推進体制等

(最高責任者)

第6条 本学園のコンプライアンス推進における最高責任者は、理事長とする。

(総括責任者)

第7条 本学園に、コンプライアンス違反行為又は違反する恐れのある事案に直接対応するため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

- 2 総括責任者は、法人本部長をもって充てる。

(総括責任者の責務)

第8条 総括責任者は、第4条に定めるもののほか、コンプライアンス違反行為を防止する観点から、役員及び教職員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解の増進及び周知徹底をするため、必要な教育及び研修に関する体制を確立するよう努めなければならない。

- 2 総括責任者は、前項の職責を遂行するため、コンプライアンスに係る教育及び研修の状況を把握し、必要な措置を講ずるとともに、その他コンプライアンス違反行為に関する必要な措置を講ずるものとする。

(推進責任者)

第9条 総括責任者の業務を補佐させるため、総括責任者の下に、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

- 2 推進責任者は以下のとおりとする。
 - (1) 埼玉東萌短期大学学長
 - (2) 武蔵野星城高等学校校長
 - (3) 埼玉東萌美容専門学校校長
 - (4) 法人本部事務長
 - (5) 法人事務局総務経理課長
 - (6) その他総括責任者が指名する教職員

(コンプライアンス委員会)

第10条 本学園に、学校法人小池学園コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）

を置く。

- 2 コンプライアンス委員会については、別に定める。

第3章 コンプライアンス違反行為又は違反の恐れのある事案への対応 (コンプライアンス窓口)

第11条 コンプライアンス違反行為又は違反行為の恐れのある事案に関する通報及び相談に対応するため、法人本部にコンプライアンス窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

- 2 窓口担当者は総務経理課長及び総務経理課員をもって充てる。

(報告又は通報)

第12条 役員及び教職員等は、コンプライアンス違反行為に該当し又は該当する恐れのある事実を知ったときは、直ちにこれを所属長等に報告するか、前条に定める窓口担当者へ通報するなど、本学園の諸規程に従い適切に対応しなければならない。

- 2 前項により報告を受けた所属長等は、速やかに総括責任者等と協議のうえ、学園諸規程に従い、必要な措置を取らなければならない。
- 3 第1項により通報を受けた窓口担当者は、総括責任者及び委員長として速やかに委員会を開催し、調査等の必要な措置を取るとともにその事実を速やかに理事長に報告しなければならない。
- 4 研究活動の不正行為（研究費の不正使用を含む。）に関する事案は、すみやかに研究倫理公正委員会に通知しなければならない。当該事案の調査等については、研究倫理公正委員会に一任するものとする

(調査及び処分)

第13条 総括責任者は、必要に応じて当該コンプライアンス事案の事実関係について、適切な審議ができる調査委員会等を設け、調査を実施する。

- 2 役員及び教職員等は、前項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。
- 3 処分等に関し、必要な事項は別に定める。

第4章 雑則

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

(公益通報)

第15条 公益通報等に関する規程は別に定める。

(ハラスメント防止)

第16条 ハラスメント防止に関する規程は別に定める。

(個人情報の保護)

第17条 個人情報の保護に関する規程は別に定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年8月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年9月7日より施行する。